

平成 29 年 9 月 29 日

産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会 御中

一般社団法人電子情報技術産業協会
法務・知的財産部会
データ利活用検討 TF
主査 林 健一郎

管理侵害行為を伴う不正取得、不正使用、不正提供の行為に限定した
刑事罰の導入に対する意見

管理侵害行為を伴う不正取得、不正使用、不正提供の行為に限定した刑事罰の導入について、下記 3 点の理由から現時点での導入は時期尚早と考え、反対する。

①データの利活用を萎縮させる

民事措置においてさえデータ提供者側を保護するに値する技術的管理への侵害がどのレベルであるべきかについての議論が十分になされているとはいえない中で、まして刑事罰を導入することは、データ利用者側にとって非常に大きな心理的負担となることが予想される。これにより、データ利活用に対して躊躇する場面が生じることが懸念される。

②他の刑罰法規における適用対象との関係を整理する必要がある

「悪質性」の高い行為については、現行の他の刑罰法規における罪（刑法における窃盗罪（データが物に化体した場合）、背任罪、住居侵入罪、不正アクセス行為の禁止等に関する法律における不正アクセス行為の禁止規定違反）において罰せられる行為であることが想定されるところ、他の刑罰法規との関係を整理する必要がある。

③立法事実が乏しい

当事者間のデータの取り扱いの運用を見極めたうえで、刑事罰導入に足るだけの要件が明確になり、刑事罰導入の必要性が顕在化し処罰要請が高まった場合に、改めて刑事罰導入の是非については検討すべきである。

以上